

絵本のまち三島ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三島市（以下「市」という。）において絵本の力を活用し、市民とともにウェルビーイングなまちを目指す取り組み「絵本のまち三島」及びそれに資する事業やイベントのPR等を目的とした「絵本のまち三島ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (5) その他市長が使用について適当でないと認めるとき

(使用申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ絵本のまち三島ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業またはイベントの開催を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない

- (1) 市が業務のために使用するとき
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (4) 営利を目的とせず、又は利益をあげない用途に供するとき

2 申請者は、使用承認申請書の提出に代え、電子申請により申請することができる。

第4条 市長は、前条の規定により使用申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときには、申請者に絵本のまち三島ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に絵本のまち三島ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により

通知するものとする。

(使用承認期間等)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

- 2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用申請し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 絵本のまち三島ロゴマーク使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、正しく使用すること。
- (4) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 営利を目的とし、又は利益をあげる用途に供する場合は、絵本のまち三島ロゴマークに「◎三島市」を付記すること。
- (7) 前号の規定にかかわらず、「◎三島市」を付記することが困難な場合は、市長が認めた表記方法とすること。
- (8) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物品（以下「使用物品」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物品の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (9) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、絵本のまち三島ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号。以下「使用変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書

により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に絵本のまち三島ロゴマーク使用承認取消書(様式第5号。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物品を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責めを負わない。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。